

平成 30 年 4 月 28 日

一般社団法人日本臨床心理士会
会長 津川 律子 先生

兵庫県臨床心理士会
会長 羽下 大信

臨床心理士職能団体のあり方に関する意見・要望

陽春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は待望の心理専門職国家資格である公認心理師の資格試験が始まります。新しく誕生する国家資格者の職能を支えるため、貴会におきましては、並々ならぬ検討と準備の労を重ねておられますこと、心より敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

さて、貴会におかれましては、然るべき時機に、団体名称を「日本公認心理師協会」等へ変更し、臨床心理士有資格者に加え、新しい公認心理師有資格者を会員として抱えていく方針であると理解しています。そこで、以下の要望がございます。貴会理事会や社員総会(代議員会)、会報等にて、当会のような意見・要望があることを周知していただけると幸いです。

記

1. 会員への意向調査が必要ではないか

2万人超の貴会会員のうち、すべての者が公認心理師資格試験を受験するわけではないと思われまふ。新しい国家資格・公認心理師には賛同せず、あくまで臨床心理士としてのアイデンティティと技能にこだわる会員、もしくは、両資格を取得したとしても、臨床心理士資格により高い専門性を求め、職能団体として、その育成・研鑽と社会貢献に注力すべきと考える会員が無視できない数存在するかもしれません。実際、当会会員向けに実施したアンケートでは、公認心理師の資格取得は考えずに臨床心理士のみで活動すると回答した者が1割弱いるという結果が出ており、単純に両資格者を包括すればよいというわけでもないと考えております。

貴会の機能として、今までどおり臨床心理士もサポートしていくとはいっても、所属する自分の職能団体の名称が別の資格名に変わってしまったら、それはアイデンティティの根幹を揺るがしかねない大きな問題ではないでしょうか。貴会が上記方針を進めていくのであれば、せめて会員の意向調査をきちんと実施されて、説明責任を果たしていただきたいと思ひます。

2. 会費の運用について、説明が必要ではないか

わたしたちが今まで支払ってきた会費は、あくまで臨床心理士の、臨床心理士による、臨床心理士のための活動資金であつて、公認心理師という別個の資格のために使用されることになるならば、それは大きな疑問を感じます。

会費運用に関して整理し、会員への説明を望みます。

以上